

郵政非正規社員の「定年制」無効裁判にご支援を

高齢者の切り捨てを許さず、非正規社員の「65歳定年」の無効を求めて闘います。

日本郵政は、年齢が65歳を超えていることを理由に1万4000人を超える非正規社員を9月末で雇い止め・解雇しました。就業規則で非正規社員の「定年」が65歳とされたためです。しかし、65歳を超えたと言っても元気で働いており、これからも働き続ける体力も意志もある人たちです。働かなくては生活できない人もいます。

年齢だけを理由に解雇するのは納得できず、許されません！ 解雇された仲間達が就業規則の無効と解雇の取り消しを求め裁判に立ち上がりました。みなさんのご理解とご支援をお願いします。

雇用対策法や政府の雇用政策基本方針に反する就業規則

雇用対策法は年齢を理由とした採用拒否を禁止しています。また、政府の雇用政策基本方針では「65歳を超えても働ける社会の実現」と「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図る」としています。

65歳を超えたことを理由とす

る雇用の更新の禁止は、65歳を超えている人の採用（雇用の更新）を年齢を理由に一律に禁止するもので雇用対策法に反しています。さらに、国が100%株主である「国営企業」が政府の方針を真つ向から否定するようなことを行うのは許されません。

非正規社員の「定年制」は公序良俗に反して違法

定年制は終身雇用と年功賃金を前提として初めて合理性が認められる制度です。雇用期間に定めが

あり、年功賃金とも縁のない非正規社員に定年制を設けることはその前提を欠いており合理性があるとは言えません。

少子・高齢化が急速に進む中で、高齢者の仕事と職場を確保していかなくは社会は維持できません。働く体力と意志のある高齢者の雇用を保障することは社会の要請です。年齢を理由に解雇するのは社会の流れに反し、企業の社会的責任を放棄するものです。

「支える会」結成総会

「支える会」の結成総会を行います。みなさんの参加をお願いします。

日時：1月25日
午後7時

場所：神田公園区民館
5F洋室B
＜神田駅下車5分＞

無責任な「65歳雇い止め」・解雇で職場は大混乱

熟練社員を大量に失った職場は大混乱に陥っています。代わりの期間雇用社員を募集しても集まらない、採用しても数日で辞めてしまふという状態で人が全く足らずに滞留、遅配があちこちの支店で起きています。社員は「サービスマン超勤」を強いられ、時間外協定オーバーの違法超勤も続出しています。

後補充の採用の見通しもありません。機械的に就業規則を適用した結果です。無責任な「65歳定年」のしわ寄せは全て利用者・国民と社員に押しつけられています。

「二重帳簿」で違法超勤隠し

埼玉県の越谷支店では、募集しても人が集まらないために超勤で対応していますが、焼け石に水。時間外協定時間を超えている違法超勤が続出。会社はそれを「二重帳簿」で隠しています。サービスマン超勤も蔓延しています。

夜の9時近くまで配達しても終

わらないという異常な状況で、募集しても人が集まらないためにやむなく「65歳雇い止め」で解雇した人を再度雇用する事態になっています。しかも、賃金は大幅ダウン。労働者を人とは思わない身勝手さには怒りをとおこして呆れます。

郵便1万人雇い止め

9月末 65歳以上の非正規に

政府は13日、日本郵政グループの郵便事業会社（日本郵便）が9月末で65歳以上の非正規社員1万706人に対して雇用契約を更新しない「雇い止め」をしていたと明らかにした。10月1日に契約を更新したのは、9月末にいた65歳以上の非正規社員の約4%の455人だった。民主党の又市征治参院議員の質問主意書に答えた。

日本郵便によると、今年3月にも65歳未満を含む約6千人の非正規社員の雇用契約を打ち切ったという。同社は、昨夏の「ゆうパック」と日本通運の「ペリカン便」の統合に伴い経費が増

えたほか、はがきや手紙の減少で2011年3月期決算では2期連続の純損失となった。雇い止めは配達や仕分け業務に必要な非正規社員数の見直しの一環という。同社は民営化された07年10月に就業規則を定め、非正規社員について「原則65歳まで」としている。

又市議員は質問主意書で「支店では要員不足で業務に支障が生じている」と批判、一部支店での時間外勤務の状況もたじた。答弁書では船橋（千葉県）、越谷（埼玉県）の各支店で10、11月に労使協定の上限を超える時間外労働をした社員がいたと答えた。

「タウンメール」配達できずに破棄

船橋支店では、期間内に配達仕切れない「タウンメール」を廃棄するという前代未聞の異常事態に至っています。差出人の承諾を得たといっても引き受けたものを配達仕切れないからといって破棄する等と言うことは企業としての責任放棄です。

こうした事態に陥ったのも「65歳雇い止め」で大量の熟練社員を切り捨てた結果。会社の責任は重大です。

郵政非正規社員の「定年制」無効裁判を支える会（準備会）
東京都千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502号
郵政共同センター内
TEL:03-3837-5391 / FAX:03-3837-5392
メール: postunion@pop21.odn.ne.jp